

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成17年2月25日

会社名 応用地質株式会社
(コード番号：9755 東証第一部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示の実務に関する主管部署

当社は、経営企画本部を会社情報の適時開示に関する担当部署とし、経営企画本部長を情報取扱責任者としています。

経営企画本部は、本社の各本部、各室、各センター（以下各部門）からの情報窓口となり、情報取扱責任者の下で、開示資料の作成ならびに開示作業等の実務を行なっています。

2. 会社情報の適時開示のプロセス

適時開示の担当部署である経営企画本部は、取締役会等の経営会議の事務局となっており、会社の決定事実に関しては、会議の運営過程で開示すべき情報を把握しています。

また、企業活動に関する発生事実に関する情報は、各執行部署ならびに子会社から、本社の各部門に報告がおこなわれ、経営企画本部に集約されます。

適時開示すべき事項を把握した場合には、関係する各部門から開示に必要な詳細情報を入手し、経営企画本部長が代表取締役に内容を確認した上で開示します。

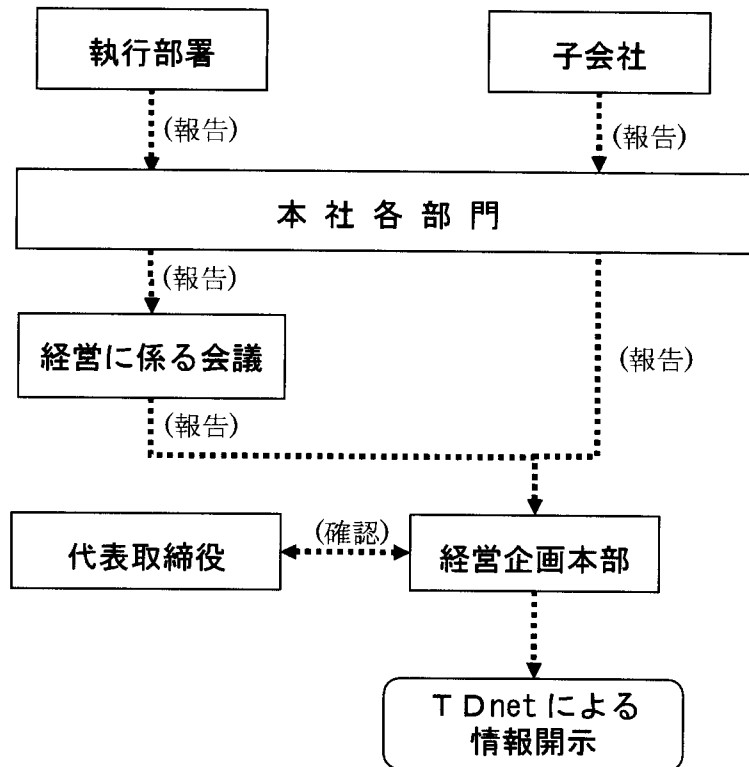
3. 会社情報の適時開示に関する社内への周知徹底

適時開示すべき会社情報が、適正且つ迅速に報告されることを徹底するために、役員ならびに執行役員に、適時開示規則を周知させます。また、実際に開示した情報は、社内に公開します。

開示規則の改定については、経営企画本部がモニターしており、改定された場合には、その内容を役員ならびに執行役員に通知します。

4. 適正な適時開示の遵守

当社では、コンプライアンス室が、経営企画本部の情報開示活動をモニターしており、会社情報の適時開示についても、関係規則の遵守に努めています。



↓ 情報の流れ

参考図 社内における開示情報の体制と流れ

※当社は、開示規則を遵守した情報公開を行なっていますが、規則では義務付けられていない情報についても、開示が必要と判断した場合には、適宜公開を行なっています。